

平成30年度 事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

I 一般情勢と運営方針

本年は社会保険労務士（以下「社労士」という。）法が制定されて50周年に当たる大きな節目の年度であります。

この法制定以後半世紀にわたり、諸先輩が積み上げてきた社労士制度改善の歴史及び対応の知恵と成果を受け継ぎ、さらに将来にわたる制度の発展基盤をより強固にするため、社労士の未来像を考察しながら、今後の継続すべき事業を見定め、社労士法第1条の制度本来の目的を再確認するとともに、国・地方自治体施策、並びに国民・地域住民からの期待と社会的使命を自覚し、事業運営に努めていく節目の時でもあります。

また現下の政権内閣は、産業・企業における人手不足への変化を含め、国の施策として「一億総活躍社会」の政策方針のもとに生産性向上の事業を推進しています。

一方「働き方改革」の中では、働き方の多様化への対応策の一つとされている技術革新によるAI（人工知能）の利用やIoT（モノのインターネット）が進展しています。これらの変化に対しては、国民・地域住民の生活と働き方の多様化に応じた職場環境改善を政策方針として企業における新しい職場作りのための人事労務管理の改善努力を諸方策に盛り込んでいます。

そこで我々社労士は、これらの施策を正しく理解し、関与先の事業主に対して適切な支援ができる専門性と信頼性を有していることを周知し実績向上に努めなければなりません。

企業経営において社労士は、「ヒト」に関する法律の専門家であり、国家資格者であります。

また職場や企業の悩み、「ヒト」を大切に作る「人にやさしい企業づくり」の実務専門家として、この状況を認識し、「ヒト」に寄り添って支援する社労士の力量が問われている試練の時期であります。

以上の状況に鑑み、兵庫県社会保険労務士会（以下「本会」という。）は、本年度の事業運営には次の4つの事項を重点課題として取り組みます。

II 重点課題

- 1 社労士法制定50周年記念事業の実施・展開
- 2 事業開発・業域拡大並びに社会貢献活動の推進
- 3 研修事業・広報並びに監察活動の強化
- 4 行政・関係機関団体等との事業・組織連携の強化

以上の状況認識のもとに、これまで取り組んできた事業に更なる検討を加えながら、諸事業の推進・発展を期して次の事業に取り組みます。

Ⅱ 事業の概要

1 社労士法制定50周年記念事業の実施・展開

「社労士法制定50周年記念事業推進プロジェクト会議」を発展させた「社労士法制定50周年記念事業実行委員会」において策定された事業計画に基づき、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）等関係機関及び本会内部組織等との連携・協力を得ながら、本年11月16日に予定されている本会記念式典等を中心に、連合会・近畿地域協議会（以下「近畿地協」という。）・各支部等で予定されている式典等、記念事業の共催・協賛等を、本会行事・事業の中に組み込み、内部組織の連携を密にして実施します。また本会会報等により、会員への周知と各種行事への参加・協力を呼びかけて参ります。

2 社労士法改正・社労士制度推進に関する事業

(1) 改正社労士法に関する事業

兵庫県社会保険労務士政治連盟（以下「県政連」という。）と連携を図り、今後の改正事項等について必要な情報収集と周知に努め、改正分野についての実績を積み上げることに努めます。さらに第8次社労士法改正後、さらに検討すべき課題並びに付帯決議への対応・周知を図り、引き続き県政連活動への協力を努めます。

(2) 社労士制度の運営事業

①「街角の年金相談センター」等の運営事業

連合会が日本年金機構から受託・開設して、本会が運営管理をしている「街角の年金相談センター」については、定期的な会議を開催し、適正且つ効率的な運営に努めます。

②「社労士会労働紛争解決センター兵庫」の運営事業

兵庫労働局及び県内の労働行政関係機関・事業主団体で構成する「兵庫個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」（以下「兵庫ADR協議会」という。）との連携を図りながら、引き続き申立費用の無料延長を含めて、本センター情報をパンフレット・ホームページにより提供します。さらに本会会館設置の総合労働相談所及び他府県会ADRセンター、並びに「法テラス」・「連合兵庫」・「兵庫労使相談センター」等との情報交流による広報・周知を図り、窓口連携による利用の促進に努めます。

(3) 本会が運営している各種相談事業

兵庫県社会保険労務士会館（以下「本会会館」という。）に設置している総合労働相談所・年金相談センターのほか、本会各支部で実施している街頭無料相談会の相談分野に、成年後見制度等も含めて相談範囲を拡充しながら効率的な運営を図ります。

3 事業開発・中小企業・零細事業主への労務管理等支援事業

(1) 業務領域の拡充推進事業

働き方改革に関連する事項には、企業の業種・業態・規模を問わず対応が必要となるので、社労士

業務に係る国の諸政策及び連合会からの委（受）託事業には可能な限り積極的に協力して行きます。

また本会会館で実施している労働相談（年金を含む）の窓口における、相談分野の拡大・周知を図ります。

(2) 就労支援推進事業

社労士業域拡大、確保のため内閣官房・内閣府・厚生労働省等各省庁の施策と協調して、中小企業における仕事と育児、介護、治療等との両立支援の取り組みについて、社労士が対応可能な施策には、積極的に協力します。

(3) 能力開発・担保事業

引き続き日本年金機構から受託した県下年金事務所の年金相談事業の運営については、各年金事務所の執務環境の把握及び人材養成のためのOJT研修・事業シフト管理等の見直しを図ります。また三宮代表年金事務所との連絡会議の開催、及び配置相談員との執務連携上の情報・意見の交流を図りながら運営の円滑化に努めます。

さらに、兵庫社労士協同組合（以下「協同組合」という。）との連携による各種相談員に対する研修事業、並びに連合会等外部研修を活用したコンサルタント養成の伝達研修事業の推進、並びに中小企業における人手不足感の強い介護・育児・保育・建設等の業種分野の事業主に対する労務管理研修の要請に応じて、社労士セミナー、相談会に協力します。また講師登録等の要件見直しを図りながら的確な人選に努めます。

(4) 就労支援事業の推進

人材確保・育成が求められている医療・介護・建設・保育の各分野のビジネス業域確保の施策に協力するほか、引き続き県下指定の「がん診療連携拠点病院」等に設置されている「がん患者就労支援室」へ会員を相談員として派遣し、さらに今後要請が見込まれる病院にも積極的に対応します。

(5) 中小事業労務管理支援事業

連合会・近畿地協等との連携事業として、中小企業庁の労務管理相談への協力及び社労士活用を高めるための経営労務診断・労働診断サービスの周知に努めます。また日本政策金融公庫の県下各支店に「労務管理相談会」の設置を呼びかけ、拡充を図ります。

(6) 地方自治体への労働条件審査の導入並びに社労士の委員への登用

- ① 引き続き県政連とも連携して、兵庫県・神戸市等地方自治体等が選定した指定管理者に対して実施する労働条件審査の導入を地方自治体等に働きかけます。
- ② 主要自治体の評価委員会・男女共同参画委員会等委員の委嘱についても、社労士の登用を働きかけます。

4 電子化に関する事業

(1) 電子申請の普及促進事業

引き続き連合会の電子化委員会・兵庫労働局等との連携のもとに、会員に対して電子申請業務の重要性や実績確保の必要性を広報しながら普及・促進を図ります。

(2) 電子申請ヘルプデスク研修事業

引き続き「電子申請ヘルプデスク」において、電話相談を継続するとともに予約によるパソコン持込みの個別研修のほか、県下で電子化普及行事を開催します。

(3) マイナンバー制度への対応

マイナンバー法施行に伴う労働社会保険分野の手続きにおける電子申請の利用向上及び会員事務所業務の適正化を図るための関連施行法令等に関する情報の収集を行い、行政・連合会・関係団体等の協力を得て、運用面においては業務取扱事項についてのフォローアップ研修の実施及び諸規則等の改正並びにセキュリティ保持のための運営体制等の整備を図ります。

5 社労士としての社会貢献活動に対する事業

(1) 学校教育に関する事業

① 出張授業（中学・高校等）

引き続き県下中学校・高等学校教育の現場において、県下公立学校に広く呼びかけて社会保障教育の授業による支援を行い、さらに要請があれば、特別支援学校及び担当教師・関係父兄等への職業講話等実施対応範囲の拡充を図ります。

② キャリアセミナー（短大・専門学校を含む大学）

引き続き県下大学等のキャリアセンターにおける就職活動支援セミナーの拡充、更に要請により社会保障教育講座の導入促進を図ります。

③ 大学の講座

引き続き関西学院大学法学部において春学期は「労働法概論」、秋学期は「企業法務実践演習」を実施し、また甲南大学法学部では、後期に「選択演習」を実施するほか、要請があれば県下公立大学における単位取得講座にも対応いたします。

④ 会員講師の登録・選定・確保等の運営事業

会員講師の安定確保のための講師団講師の編成、フォローアップ研修等の検討を行いながら、運営体制の整備を図ります。

(2) 成年後見制度に関する事業

① 事業の運営活動

兵庫社労士成年後見センター運営部（以下「運営部」という。）は、社会貢献委員会のもとに運営部会議を開催し、さらに運營業務の一部を県下3地区会において、各種団体が実施する研修会等の情報提供の支援を図ります。また本年度も引き続き街頭無料相談会の相談内容に成年後見制度を加えます。

② 成年後見人養成事業

運営部による「社労士成年後見人養成講座」及び「社労士成年後見人更新研修」を実施します。

③ 家庭裁判所への名簿の提出

社労士成年後見人養成講座修了者で希望する者及び社労士成年後見人更新研修修了者を成年後見人候補者として名簿登載し、神戸家庭裁判所へ提出します。

6 資質向上に関する事業

(1) 各種研修事業の計画的実施

引き続き県下10支部を3ブロックに分けて、各支部の研修内容の情報共有による研修事項の調整と支部間の協力関係を支援するための支部研修担当者会議を実施します。

また改正法令等研修会・倫理研修・労働安全衛生管理研修会・新規入会者研修会・新規開業者研修会・伝達研修会等を実施して会員社労士の資質向上に努めます。

(2) 特別研修会（司法研修・伝達研修・啓発研修）の開催

第8次社労士法改正の付帯決議を踏まえ、改正分野の実績確保に資する特別研修・経験交流研修等を実施します。

(3) 研修事業への参加

50周年記念講演会をはじめ、例年開催されている連合会・近畿地協主催の研修会及び本会ブロック研修会・支部研修会への積極的参加を呼びかけます。

(4) 社労士の職業倫理の啓発・倫理研修の実施

連合会（倫理委員会を含む）とも連携を取りながら、社労士の職業倫理の啓発並びに各種倫理研修の受講への積極的な参加を呼びかけます。

7 広報に関する事業、内外広報事業の充実

(1) 会報誌の発行事業

引き続き本会事業報告に関する会員情報の発信媒体となる会報誌「社労士ひょうご」の誌面・内容の更なる充実に努めながら発刊実施します。

(2) 広報による情報提供事業

外部広報としてホームページ等による国民・地域住民への社労士業務及び社労士活用の周知並びに社会的認知度の向上を図るため、更に見直しを図ります。

また内部広報としては、会員への情報サービスの向上を目指して、HPの掲載内容の充実・情報発信の迅速性・情報更新並びに利用媒体のリンク等媒体の効率性・利便性等の検討を加えながら更なる整備に努めます

(3) 社労士業務に係る会員向け広報に関する事業

連合会事業及び厚労省等関係行政機関の施策からの広域情報に対応して、社労士業務に有益な研

修・セミナー等の伝達研修事業の実施情報をタイムリーに提供するとともに、連合会が提供・推奨するSRPⅡ認証・経営労務診断サービス等社労士業務に直結したツールについても、積極的な会員への周知を図ります。

8 監察等に関する事業

(1) 業務侵害への対応事業

業務侵害に対しては、行政等関係機関とも連携して、広く会員の協力を得ながら情報収集に努めるとともに、収集した事案について必要な場合は、実地調査・照会等適格な監察活動に努めます。

(2) 行政への指導要請

連合会・近畿地協・他府県会と共通した事案の問い合わせには、個人情報取り扱いに留意し、行政窓口での指導についての協力を求めながら対応します。さらに社労士以外の業務侵害行為を含めて、社労士法に抵触する虞が強いと判断されるものについては、必要により連合会と情報を共有して対応します。

(3) 社労士の不適切情報発信に対する対応事業

連合会及び他府県会とも連携して、HP・ブログ等の公的媒体による不適切な情報発信に対しては、社労士法第1条の2に定める品位保持の観点から、社労士の信用失墜に繋がらないよう、個別事案の申し立てを把握・確認した都度、必要により個別注意喚起等の措置対応をします。また社労士の職業倫理の高揚等社労士の信頼と地位の向上を目指す研修・啓発情報を提供します。

9 行政等関係機関、連合会・他士業等各種団体との事業組織の連携

(1) 行政機関等関係機関・各種団体を通じた事業連携

兵庫労働局・兵庫県下自治体等行政関係及び各省庁関係機関を通じた各種委託事業並びに各種合同行事・合同研修会・相談会には可能な限り協力・参加による連携を図ります。また引き続き日本年金機構・全国健康保険協会、行政等関係機関と必要な情報交流と協力を行うほか、兵庫労働局及び県下代表年金事務所並びに協会けんぽ兵庫支部との定期協議会等を実施します。

(2) 連合会（近畿地協を含む）との連携事業

① 社労士試験の実施協力

本年度も連合会からの委託協力事業として、連合会試験センターと連携し、会員のご協力をいただき第50回社労士国家試験の事務を実施します。

② 社労士の事業に係る制度の会員周知

連合会との連携を図りながら、有期雇用契約から無期雇用契約への転換制度及び成年後見制度の周知を図ります。さらに連合会が推奨し、全国展開で推進している「サイバー法人台帳ROBINS」の広報及び会員への登録推進活動の周知に努めます。

③ 会員親睦旅行等の実施事業

本年12月5日に予定されている連合会の「社労士制度創設50周年記念式典」への参加も兼ねて、12月5日～6日に新幹線を利用した東京1泊旅行を会員親睦旅行として計画します。

(3) 関係士業団体との連携事業

昨年改称した「近畿災害対策まちづくり支援機構」の加盟団体として、本年度計画されている社労士の専門性と支援活動の広報パンフレット及び災害時の緊急対応の活動マニュアルの作成等による広報活動、並びに地域住民に対する防災・減災の新たな事業活動に参画して参ります。

(4) 大学寄附講座への参加協力事業

近畿地協の行う関西大学人間健康学部及び同志社大学商学部における寄附講座へ会員講師を派遣します。

10 本会運営組織の検討・連携

(1) 本会運営組織体制の強化

中長期における社労士業の未来像を考察しながら、継続する事項については効率的かつ適格な事業展開となるために、常務委員会の所掌事項・業務分担等の再編成並びに本会支部事業の在り方・本会事務局体制等については引き続き内部課題として検討して参ります。

また平成26年度に設置し、昨年度改称した「総合企画室会議」においては、事業・組織運営の進捗状況及び検討課題を把握し、必要により各事業の連携及び組織間の連絡協議を行い、常に執行部担当者間の情報共有と事業推進の円滑化を図ります。

(2) 内部関係組織等との連携事業

本会会員を母体とする県政連・兵庫SR経営労務センター・協同組合の4者内部組織との共催・協賛・後援協力・委託・参加等による事業連携を図り、引き続き定期的な情報交換会を実施します。

(3) 「会館活用検討プロジェクト会議」の開催

「本会会館」の施設活用については、専門家・学識者等の意見・調査等による会館の活用方針及び計画案を詰めて行くため、引き続き昨年設置した「会館活用検討プロジェクト会議」を定期的に開催して、施設管理を事業と財務との両面から必要な財務計画及び管理計画の大筋を協議検討して行きます。

(4) 本会各支部との連携の推進

各支部担当者間の情報交換による本会と各支部間の業務取扱いの改善に資するため、引き続きブロック会議の開催内容等運営の見直しを図りながら実施します。

(5) 緊急災害時への対応と支援

今後予測できない緊急災害時の内部連絡体制整備の一環として、前年度に引き続き本会会館において避難訓練・安否確認等の模擬訓練を実施し、さらに備蓄・防災器具の整備を図るほか、緊急時の防災・減災に必要な危機管理対応事項の検討を加えます。

平成30年度 事業計画の項目概要（案）

事業計画の概要	主な内容
<p>1. 社労士法制定50周年記念事業</p> <p>2. 社労士法改正・社労士制度推進に関する事業</p> <p>(1) 改正社労士法に関する事業</p> <p>(2) 社労士制度の運営事業</p> <p>(3) 本会が管理運営している各種相談事業</p> <p>3. 事業開発に関する事業</p> <p>4. 電子化に関する事業</p>	<p>○記念式典の開催</p> <p>○連合会・近畿地域協議会・各支部で開催される記念事業への協力</p> <p>○改正事項に関する情報収集・周知</p> <p>○改正分野の実績の積み上げ</p> <p>○改正社労士法付帯決議への対応・周知</p> <p>○「街角の年金相談センター」</p> <p>・定期的な会議開催による適正・効率的な運営</p> <p>○「社労士会労働紛争解決センター兵庫」</p> <p>・総合労働相談所、地域総合労働相談所との連携</p> <p>・他府県会センターとの情報共有</p> <p>・兵庫労働局、法テラス、連合兵庫等との連携</p> <p>○本会会館5階での労働相談、年金相談の実施</p> <p>○街頭無料相談会の効率的運営の検討</p> <p>○働き方改革に対する協力</p> <p>○医療・育児・介護等の行政の行う中小企業等支援事業への積極的な協力</p> <p>○年金相談事業全般の運営体制の整備・能力担保</p> <p>○「がん診療連携拠点病院」等に設置されている「がん患者就労支援室」等への協力</p> <p>○日本政策金融公庫との連携による中小企業経営労務支援センターの設置、拡充、相談会の実施</p> <p>○県政連との連携を図りながら、自治体内各委員への社労士登用の働きかけ</p> <p>○電子申請のための総括的組織体制を整備、会員への周知</p> <p>○「電子申請ヘルプデスク」を開設、電話相談、個別研修の実施</p> <p>○マイナンバー制度施行に伴う、電子申請利用向上の促進、及び関連施行法令等に関する情報収集</p>

<p>5. 社労士としての社会貢献活動に関する事業</p> <p>(1) 学校教育に関する事業</p> <p>(2) 成年後見制度に関する事業</p> <p>6. 資質向上に関する事業</p> <p>7. 広報に関する事業</p> <p>8. 監察に関する事業</p> <p>9. 行政関係機関・連合会・他士業等各種団体との事業組織の連携</p> <p>(1) 行政関係機関等との事業連携</p> <p>(2) 連合会との事業連携</p> <p>(3) 関係士業団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中学・高等学校での出張授業の実施 ○県内大学・短大キャリアセンターにおける就職活動支援セミナーの実施 ○関西学院大学法学部、甲南大学法学部での講義の実施 ○受講対象者範囲の拡充 ○運営部会議の開催、情報提供 ○社労士成年後見人養成講座、更新講座の実施 ○家庭裁判所への成年後見人等候補者名簿の提出 ○支部研修担当者会議の開催 ○改正法令等研修会、倫理研修、労働安全衛生管理研修会、新規入会者研修会、伝達研修会等の実施 ○連合会及び近畿地協主催の研修、及び事業への参加呼びかけ ○会員の品位と職業倫理を保持するための啓発研修の実施 ○「社労士ひょうご」誌面・内容の充実 ○ホームページ等による国民、地域住民への社労士PR ○ホームページによる会員への情報提供の充実、迅速化 ○連合会、関係行政等との連携による業務侵害への対応 ○不適切情報発信への注意喚起等 ○関係行政機関等との定期協議会の開催 ○関係行政機関等の事業実施への協力 ○第50回社労士試験への協力 ○無期転換制度、成年後見制度の周知 ○「サイバー法人台帳ROBINS」推進への協力 ○近畿地協実施の寄附講座への参画 ○「近畿災害対策まちづくり支援機構」・「自由業団体連絡協議会」が行う事業への参画
--	--

<p>10. 本会運営組織の検討・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な事業展開のための組織のあり方の検討 ○県政連、兵庫SR経営労務センター、協同組合等、関係組織との連携 ○会館活用についての検討 ○各支部との連携 ○災害時における内部体制の確立 ○会館避難訓練、安否確認訓練の実施 ○災害時対応のための備品の充実
-------------------------	---